

兵庫県公報

平成29年10月6日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則 (税務課)	1
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(新 行政課)	1
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計課)	3

公布された法令のあらまし

- 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則(規則第39号)
農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の廃止に伴い、農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止することとした。
- 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第40号)
個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正により、知事が特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。)を提供することができる事務が追加されたこと等に伴い、当該提供することができる特定個人情報の範囲を定める等所要の整備を行うこととした。
- 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第41号)
使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、不動産特定共同事業法に関する手数料に小規模不動産特定共同事業登録申請手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行う。

規 則

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第39号

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和47年兵庫県規則第88号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第40号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成27年兵庫県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項中「負担する者」の右に「。別表第3の6の項において「幼児等の保護者」という。」を、「に係る補助金」の右に「(以下「特別支援教育就学奨励費補助金」という。)」を加え、「(1)の補助金」を「特

別支援教育就学奨励費補助金」に改める。

別表第 2 中

「

<p>1 条例別表第 2 の 1 の款(1)の項の規則で定める事務</p>	<p>職業転換給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「身体障害者手帳関係情報」という。) (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。)</p>
---------------------------------------	---	--

」

を

「

<p>1 条例別表第 2 の 1 の款(1)の項の規則で定める事務</p>	<p>(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>	<p>生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「身体障害者手帳関係情報」という。) イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。)</p>
<p>1 の 2 条例別表第 2 の 1 の款(1)の 2 の項の規則で定める事務</p>	<p>職業転換給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者に係る身体障害者手帳関係情報又は精神障害者保健福祉手帳関係情報</p>

」

に改め、同表 4 の項情報の欄中サをスとし、イからコまでをエからシまでとし、アの次に次のように加える。

イ 身体障害者手帳関係情報

ウ 精神障害者保健福祉手帳関係情報

別表第 2 の 9 の項中「規定する事務」の右に「であって知事が処理するもの」を加える。

別表第 3 の 3 の項中「生活保護等実施関係情報又は」を削り、同表中 6 の項を 7 の項とし、5 の項の次に次のように加える。

6 条例別表第3の2の款(3)の2の項の規則で定める事務	特別支援教育就学奨励費補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	幼児等の保護者又は当該幼児等の保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報
------------------------------	--	---

別表第3に次のように加える。

8 条例別表第3の2の款(5)の項の規則で定める事務	府省令各条に規定する事務であって教育委員会が処理するもののうち、当該事務の区分に応じて定められた情報が府省令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報であるもの	当該事務の区分に応じて府省令で定める生活保護実施関係情報の取得の対象とされる者に係る外国人生活保護実施関係情報
----------------------------	---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第41号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項32を次のように改める。

32 不動産特定共同事業法に関する手数料

- (1) 不動産特定共同事業許可申請手数料
- (2) 小規模不動産特定共同事業登録申請手数料
- (3) 小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項30に(5)として次のように加える。

- (5) 旅行サービス手配業登録申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項32の改正規定は、平成29年12月1日から施行する。